

参考資料

令和7年度概算要求の概要
(障害保健福祉部)

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

障害者自立支援給付費負担金

令和7年度概算要求額 1兆6,497億円 (1兆5,651億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画の作成・見直しを行うための経費、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費、失われた身体機能を補完・代替する補装具の購入等に要する経費。

2 事業の概要

(1) 介護給付・訓練等給付

市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等(※)に要する経費の1/2を負担するもの。(障害者総合支援法第95条第1項第1号)については、障害者の自立した生活を支え、障害福祉サービスを必要な障害者に届けるための支援を行うために、必要な額を要求するもの。

※ 介護給付費・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護(医療に係るものを除く。)、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援
訓練等給付費・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)
特定障害者特別給付費・・・食費等に要した費用にかかる低所得者への補足給付
その他・・・高額障害福祉サービス等給付費

(2) 計画相談支援給付

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、必要な額を要求するもの。

(3) 地域相談支援給付

地域移行や地域定着を支援するために必要な額を要求するもの。

(4) 補装具費

障害児・者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、必要な額を要求するもの。

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(2)障害福祉サービス事業所における人材確保や
処遇改善の促進等のための支援体制の強化

障害福祉サービス事業所等サポート事業

令和7年度概算要求額 **4.5億円** (37百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害福祉分野における人材の確保は重要な課題であり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算の一元化及び加算率の引き上げをおこない、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実に繋がるよう処遇改善加算の取得促進を進めているところ。令和7年度においても引き続き取組を継続する必要がある。
- 他方で、障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
 - ・ 加算取得のための事務手続やノウハウ蓄積に向けた支援の強化が必要である。
 - ・ 丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
 - ・ 事業所（市町村）単位での人材確保対策も困難であり、都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
 - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続等事務サポート、広報、人材確保対策等について都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を継続することにより、処遇改善加算の取得促進や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等が期待できる。

2 事業の概要

事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

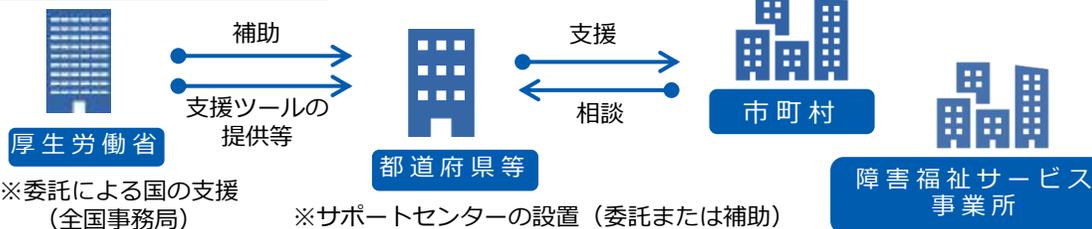
1. 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等【拡充】
（研修や戸別訪問等による処遇改善等のキャリアアップや職場環境の改善支援、報酬請求の実務的な助言）
2. 人材確保対策（障害福祉分野のしごとの魅力の発信など）【拡充】
3. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
4. 制度改正等に係る周知・広報（特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、ハラスメント対策の周知など）
5. 事業所等からの各種相談等に対する助言等（各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など）
6. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：事業1及び事業2は10/10
事業3～事業6は1/2

※ 別途、障害福祉サービス事業所等サポート事業(国)として、国が自治体等に対して支援する委託費(15百万円)も要求。

4 スキーム等



(3) 意思疎通支援事業等の充実をはじめとする
地域生活支援の拡充

令和7年度概算要求額 524億円（505億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 451億円（444億円）
- 地域生活支援促進事業 72億円（60億円）

注)地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。
※ 障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1/2又は定額（10/10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,730市町村、47都道府県（1,727市町村、47都道府県）

【R7年度概算要求における主な拡充内容】

○ 地域生活支援事業

- ・ 意思疎通支援事業等（拡充）
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業（拡充）
- ・ 日中一時支援事業（拡充）
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（拡充）

○ 地域生活支援促進事業

- ・ 工賃向上計画支援等事業（拡充）
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業（拡充）
- ・ 発達障害者支援体制整備事業（拡充）
- ・ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（拡充）
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（拡充）
- ・ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業等（拡充）
- ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（拡充）

令和7年度概算要求額 524億円の内数 (505億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく必要とする情報を十分に取得や利用、円滑な意思疎通を図ることができるようにすることとされているが、地域によって、障害種別ごとの実施状況に差がある等の課題がある。さらに、令和7年に東京2025デフリンピック大会の開催も契機として、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成・派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を加速化させ、全国での支援の実施を図る。令和7年度においては、これらを実施する自治体数の増加を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（都道府県必須事業）

(1) 事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を養成・派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修・派遣事業
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修・派遣事業
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣する。

(2) 実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国 1 / 2 以内

2. 意思疎通支援事業（市町村必須事業）

(1) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

(2) 実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内

3. 手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

(1) 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

(2) 実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

(3) 補助率：国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内

(4) 障害福祉サービス事業所等の整備及び 防災・減災対策の推進

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和7年度概算要求額 70億円 + 事項要求 (45億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域以降の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。

【拡充】

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2〔間接補助〕

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動介護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

(5)障害者の地域生活の支援体制の充実

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (地域生活支援促進事業)

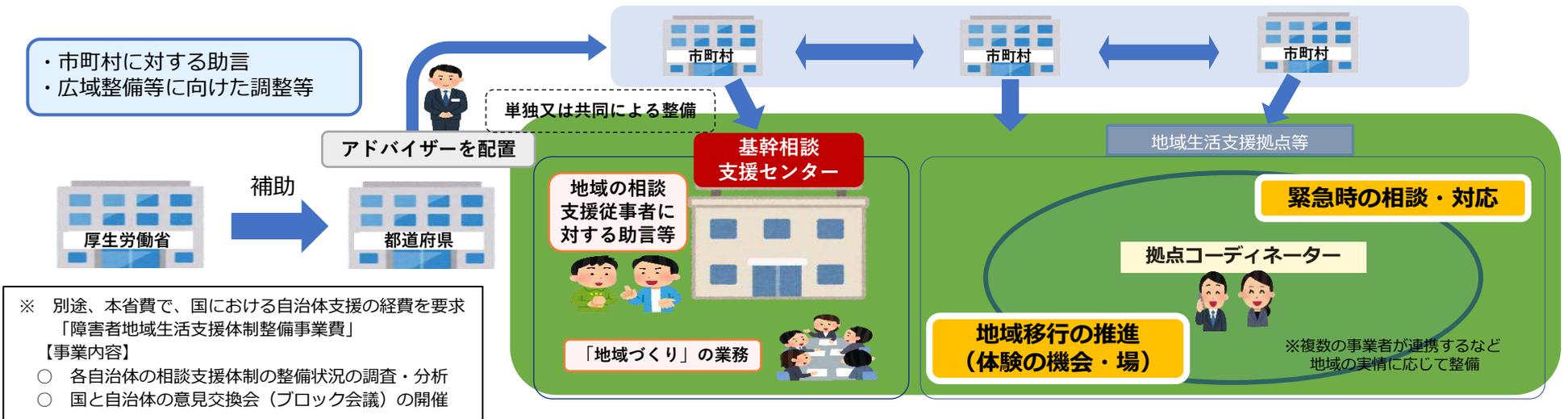
令和7年度概算要求額 32百万円 (32百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
※ 基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

(6) 障害者等への良質かつ適切な医療の提供

自立支援医療制度の概要

令和6年度予算額 2,493億円 → 令和7年度概算要求 2,529億円

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】291,003件 【育成医療】14,220件 【精神通院医療】2,470,960件 ※令和4年度

対象者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術 言語障害 … 口蓋裂 → 形成術
視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術 免疫機能障害 … 抗HIV療法
聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術
内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術
腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
訪問看護

療養介護医療費

令和7年度概算要求額 99億円 (98億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

2 事業の概要

療養介護（※）を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

※ 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして、病院その他の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与を行うサービス

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(7) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等

特別児童扶養手当、特別障害者手当等

令和7年度概算要求 2,037億円(1,977億円) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

精神又は身体に障害を有する児童等に対して手当を支給することにより、当該者の福祉の増進等を図る。

支給要件等

	①特別児童扶養手当	②特別障害者手当	③障害児福祉手当	④経過的福祉手当
支給要件	20歳未満で精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の人	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の人	昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人
給付月額 (7年度見込額)	1級 56,750円 2級 37,800円	29,570円	16,080円	
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者(①:障害児の父母等、②:特別障害者、③:重度障害児、④:重度障害者) ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者と生計を同じくする扶養義務者			
要求額内訳	157,487,249千円 (153,341,357千円)	36,887,572千円 (35,278,144千円)	9,098,378千円 (8,851,559千円)	229,895千円 (251,491千円)
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4		
認定事務	都道府県・指定都市 (申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村		

(8) 障害福祉分野における介護テクノロジーの導入支援

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（仮称）

令和7年度概算要求額 **8.2**億円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- ・「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2 補助対象等

【介護ロボット】

- ・日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
- ※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

【ICT】

- ①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
 - ②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
 - ③通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）
 - ④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）
- ※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
※補助対象となるソフトウェアについて、記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り、補助対象としている。

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

- ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
- ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費
- Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等

【補助要件（例示）】

- ・取組計画により、職場環境の改善を図り、職員へ還元する事が明記されていること
- ・本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
- ・体験会・研修会へ参加すること

4 実施主体等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市



3 補助率等

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進（体験会・研修会）：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

【介護ロボット】

対象施設	補助基準額
障害者支援施設	1施設あたり上限 210万円
グループホーム	1事業所あたり上限 150万円
その他事業所	1事業所あたり上限 120万円

※見守り・コミュニケーションの通信環境等の整備費用：上限750万円

【導入支援の対象施設・事業所】

障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設

【ICT】

対象施設	補助基準額
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所	1事業所あたり上限 100万円

【介護テクノロジーのパッケージ型導入支援】

対象施設	補助基準額
グループホーム、障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援	1事業所あたり上限 1,000万円

(9) 障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

障害者虐待防止対策関係予算

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度概算要求額：6.2億円
（令和6年度予算：6.2億円）

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、
※学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修も実施可能

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業：負担割合 国1/2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費

令和7年度概算要求額：12百万円
（令和6年度予算：12百万円）

1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

令和7年度概算要求額

地域生活支援事業費等補助金524億円の内数

1 成年後見制度利用支援事業

・事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

・実施主体 市町村

2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

・事業内容

①法人後見養成のための研修

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③法人後見の適正な活動のための支援

④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

・実施主体 ①都道府県及び市町村 ②～④市町村

3 成年後見制度普及啓発事業

・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

・実施主体 都道府県、市町村

成年後見制度利用支援事業（障害者関係）（地域生活支援事業）

令和7年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数（505億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3 実施主体

市町村（補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内）

成年後見制度法人後見支援事業・成年後見制度法人後見養成研修事業（障害者関係） （地域生活支援事業）

令和7年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数（505億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

- （1）法人後見実施のための研修
法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施
- （2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握
 - イ 法人後見推進のための検討会等の実施
- （3）法人後見の適正な活動のための支援
弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
- （4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3 実施主体

- （1）都道府県・市町村、（2）～（4）市町村

成年後見制度普及啓発事業（障害者関係）（地域生活支援事業）

令和7年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数（505億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

事業創設年度

平成24年度
（平成29年度からは「地域生活支援促進事業」に位置付け。）

3 実施主体

都道府県、市町村

(10) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

令和7年度概算要求額 **21**億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額

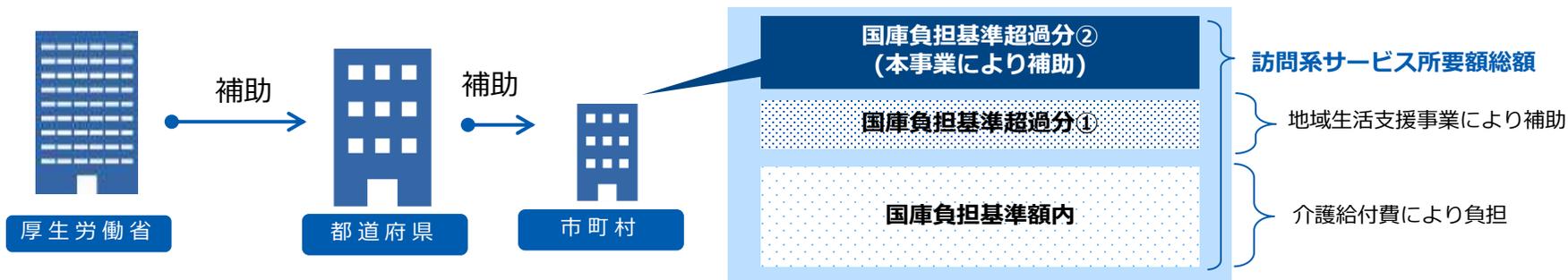
1 事業の目的

重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。

2 事業の概要

「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に、国庫負担基準を超過した訪問系サービス報酬分について補助を行う。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(11) 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援

令和7年度概算要求額 **91**百万円（**89**百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

常時介護を要する重度障害者の大学修学に際しては、大学の責任において必要な支援を提供することが必要となるが、必要な支援が多岐にわたり、大学等において支援体制を速やかに整えることが困難な場合があることから、大学等が重度障害者に対する支援体制構築計画の策定等を行い、支援体制を構築するまでの間において、重度訪問介護利用者に必要な身体介護等を提供する。

2 事業の概要

大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、以下の要件を満たす大学等に修学する重度訪問介護利用学生に対し、学内及び通学中における身体介護等の支援を提供する。

- ・障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の設置
- ・大学等における重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画の作成及び計画に基づく着実な支援の実施

3 事業のスキーム



4 実施主体等

◆実施主体：市区町村

◆補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

(12) 障害者施策に関する調査・研究の推進

令和7年度概算要求額 **2.6**億円（2.4億円）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

障害者総合福祉推進事業は、障害者総合支援法等を踏まえ、障害保健福祉施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等による実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して所要の助成を行う事業。

事業の概要・スキーム

対象事業(令和6年度の例)

- ・ 高次脳機能障害に関する支援の実態調査及び適切な支援を提供するためのガイドラインの作成
- ・ 療育手帳その他関係諸施策との関係性と影響についての調査
- ・ 障害保健福祉政策についての国際的動向に対応した諸外国の政策等の調査・分析・新たな支援機器開発領域の開拓及び活性化のための実態調査 等

○事業の流れ

- ① 各課室への指定課題の登録依頼
- ② 公募要項、委員協議、実施要綱の作成
- ③ 公募
- ④ 財務会計審査・評価検討委員会の開催、採択
- ⑤ 事業説明会
- ⑥ 概算払協議、支払計画、交付決定
- ⑦ 実施主体からの実績報告書の提出、事後評価
- ⑧ 実績報告の確定

実施主体等

- 1 実施主体：都道府県、市町村（特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人
- 2 創設年度：平成22年度
- 3 補助率：定額補助（10／10相当）
- 4 実施方法：公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、適当と認められた事業について採択を行う。（1課題あたり上限20百万円）
 なお、外部有識者等により事後評価を行う仕組みも構築している。

(13) 障害者等の自立・社会参加支援の推進

① 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援に係る 令和7年度予算概算要求（厚生労働省分）

情報取得等に資する機器等の開発・普及の促進等

○障害者のICT機器等の利用促進等 8.3億円（5.9億円）

- ・障害者ICTサポート総合推進事業
障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営等を実施。
- ・障害者等のICT機器利用支援事業【拡充】
自治体が設置するサポートセンターの活動を支援する連携事務局の設置。
- ・障害者自立支援機器等開発促進事業【拡充】
障害者の自立支援機器の開発など、企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行う。

○読書バリアフリーの推進等 4.8億円（4.6億円）

- ・視覚障害者等用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営支援
- ・視聴覚障害者情報提供施設の運営
視聴覚障害者に対する情報支援を行う点字図書館や聴覚障害者情報提供施設を運営。

○日常生活用具給付等事業 524億円の内数（505億円の内数）

- 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する。

意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上等

○意思疎通支援事業等の推進 524億円の内数（505億円の内数）

- ・意思疎通支援事業等【拡充】
意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を実施。
- ・意思疎通支援従事者の質の向上
意思疎通支援に携わる者のスキルアップ研修等を実施。

○意思疎通支援従事者の確保 2.4億円（2.3億円）

- ・若年層の手話通訳者養成モデル事業
大学生等を対象とした手話通訳講座等を実施することにより、人材確保の裾野の拡大を目指す。
- ・意思疎通支援従事者の養成研修指導者の養成
各自治体を実施する意思疎通支援従事者の養成研修で必要な指導者を養成。
- ・意思疎通支援従事者の確保事業【拡充】
主として若年層の人材確保を促進するため、意思疎通支援従事者の活躍や魅力、先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する広報・啓発活動等を実施。

(13) 障害者等の自立・社会参加支援の推進
② 芸術文化活動の支援の推進

障害者の芸術文化活動に関する予算（厚生労働省）令和7年度概算要求

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和7年度概算要求額 3.0億円（2.9億円）

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2) (3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額（10/10相当）

2. 障害者芸術・文化祭の開催等

(1) 全国障害者芸術・文化祭開催事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度概算要求額 0.7億円（0.7億円）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

〔実施主体・補助率〕 開催都道府県 10/10

(2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和7年度概算要求額 524億円の内数（505億円の内数）

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1/2以内

3. 障害者芸術文化活動特別推進事業

令和7年度概算要求額 0.2億円（0.1億円）

特に芸術文化活動の普及が見込めるイベントと連携し、障害者による文化芸術作品等を創造・発表・鑑賞する機会を創出するとともに、国内外に向け広く発信する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県 1/2

- (13) 障害者等の自立・社会参加支援の推進
- ③ 障害者自立支援機器等の開発等の促進

令和7年度概算要求額 3.6億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。このため、ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行うとともに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始めることで支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。加えて、更なる普及啓発の加速や障害者の就労を促進するための事業を新設する。

2 事業の概要

(1) 障害者の自立支援機器の開発事業

①テーマ設定型事業 ②製品種目特定型事業(拡充) ③指定補助金等の交付等に関する指針(SBIR)に基づく事業(拡充)
開発テーマや特定の製品などの実用的な支援機器の開発及び製品化する取組に対して、開発に要する費用の一部を助成。

(2) ニーズ・シーズマッチング強化事業

障害者等が持つニーズと開発者等が持つシーズのマッチングを行い、開発並びに製品化した機器の普及促進を目的とした事業。

(3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業

支援機器開発に携わる者が、障害者等の課題解決に向けた開発プロセスを習得するための事業。

(4) 障害者自立支援機器普及・啓発促進事業(新規)

障害者の支援機器市場は、障害像が個別・特異的で多岐に渡るため中小企業単体による情報発信には限界がある。ユーザーも膨大な情報等から個々に合った製品を探し出すことが非常に難しく、機器が真に必要なと人々に届いていない現状があることから、製品化された支援機器の特徴や使い方等の情報を整理して、ユーザーに広く情報発信する取り組みを新設し、利用促進の更なる推進を図る事業。

(5) 実証・普及支援モデル事業(新規)

障害者を雇用している企業等において実際に支援機器を使用し、その効果（試用効果及び改良の示唆）について実証を行うとともに、自立支援機器の普及・広報活動を行う事業について補助する事業。

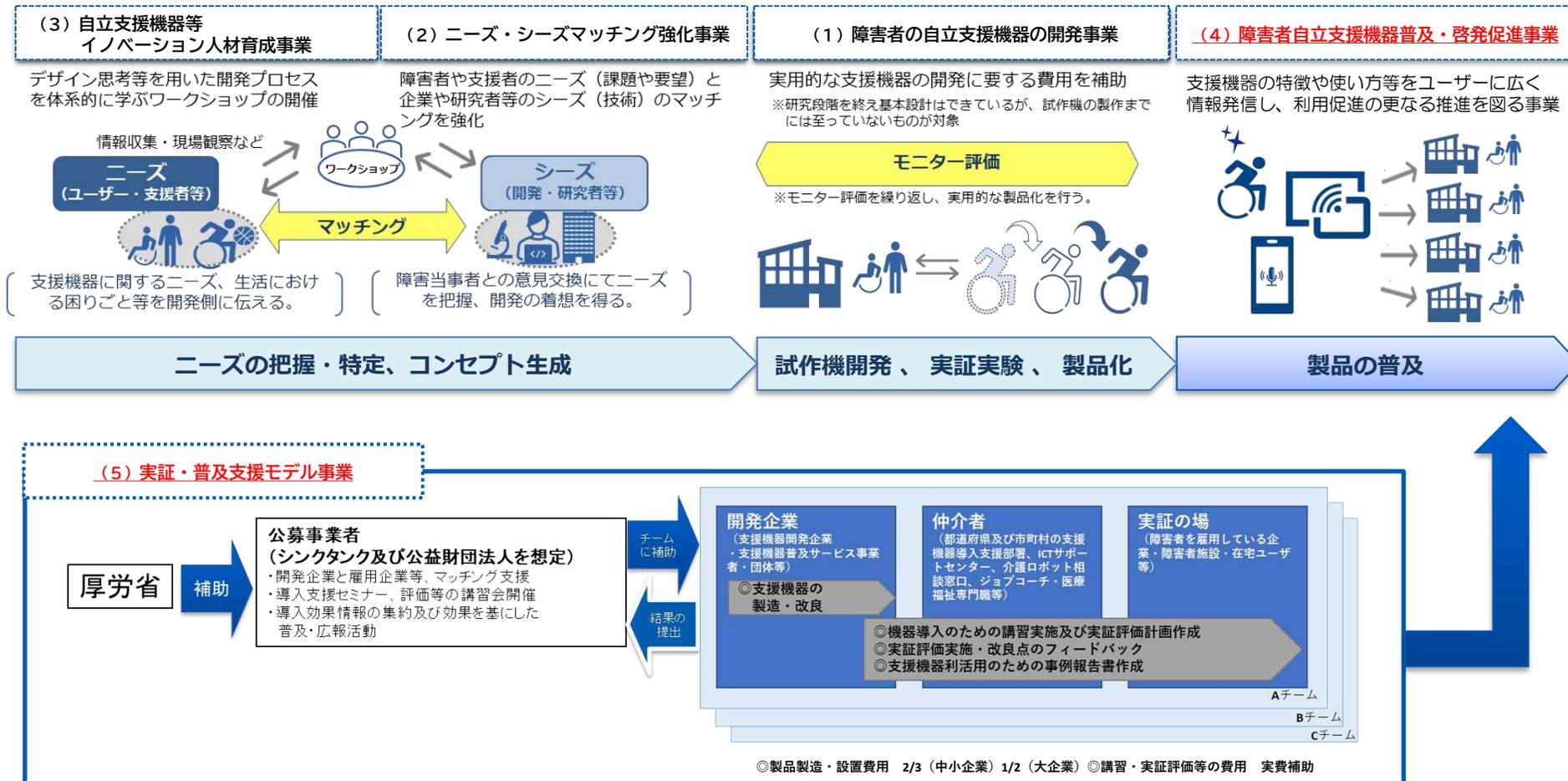
3 実施主体

民間団体（公募）

4 補助率

- ・ (1) ①～② : 中小企業 2 / 3 (※②は初年度のみ10 / 10)、大企業・公益法人 1 / 2
- ・ (1) ③～(5) : 定額 (10 / 10相当)

5 事業の概要・スキーム



(13) 障害者等の自立・社会参加支援の推進

- ④ 特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業の実施

特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業

令和7年度概算要求額 1.0億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

18歳を境にして、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場が終了し、重度の障害のある方は、日中活動の場として生活介護を利用する方が多い状況であるが、現在、生活介護の中では、学習の機会の場を提供しているケースはほとんどないため、関係者からは生活介護においても生涯学習の機会が求められている。

このため、生活介護において、特別支援学校教員のOB等を雇用し、生涯学習を実施するモデル事業を実施する。

2 事業の概要・実施主体



実施主体：障害福祉サービス事業所（生活介護事業所）

補助率：定額（10／10相当）

(14) 障害福祉分野における指定申請等の
電子申請・届出システムの整備

障害福祉分野における指定申請等の電子申請・届出システムの整備等

令和7年度概算要求額 **6.3**億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

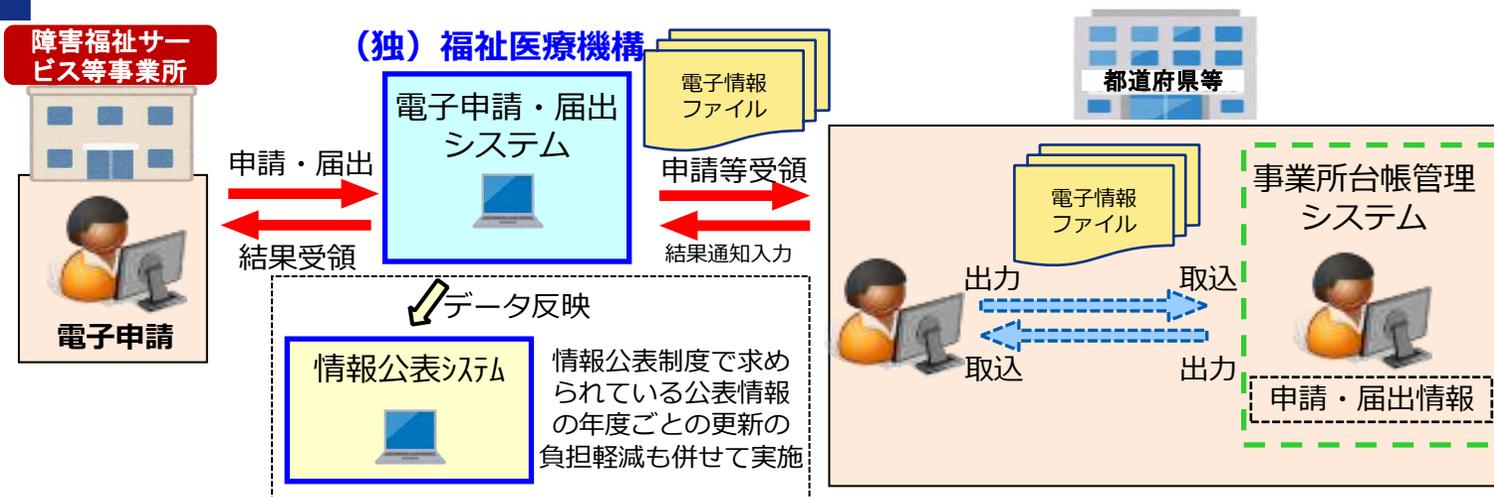
1 事業の目的

- 障害福祉分野の人材の確保が喫緊の課題とされる中で障害福祉現場の負担軽減は重要な取組であり、令和5年度規制改革実施計画に基づき、指定申請等の標準様式等の作成や手続の簡素化など、手続負担の軽減に向けた必要な取組を実施。
- 上述の取組に加え、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備を行うことで、事業者等の更なる負担軽減に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業所の指定申請等について、申請等の書類の電子化を実現させるための障害福祉サービスの電子申請・届出システムの構築を行う。

（同一法人が複数の障害福祉サービス等事業所を経営している場合の変更届をワンストップで提出する仕組みも併せて構築）



3 メリット

- 事業者においては、WEBでの申請により、従来の窓口持参や郵送等と比べ、文書印刷や運搬に要するコストの削減や事務作業に要する時間の短縮が見込まれる。これにより、職員の業務をサービス提供により注力することが可能となる。
- 自治体においては、申請・届出情報の台帳管理システムへのデータの移動が容易になり、入力ミスや負担の軽減（文書受付や書類確認の事務作業に要する時間短縮を含む）が見込まれる。

4 交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構
補助率：定額

(15) 障害福祉関係データベースの構築

障害福祉関係データベース構築に関する事業費

令和7年度概算要求額 6.3億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額（令和5年度補正予算 3.9億円）

※デジタル庁計上

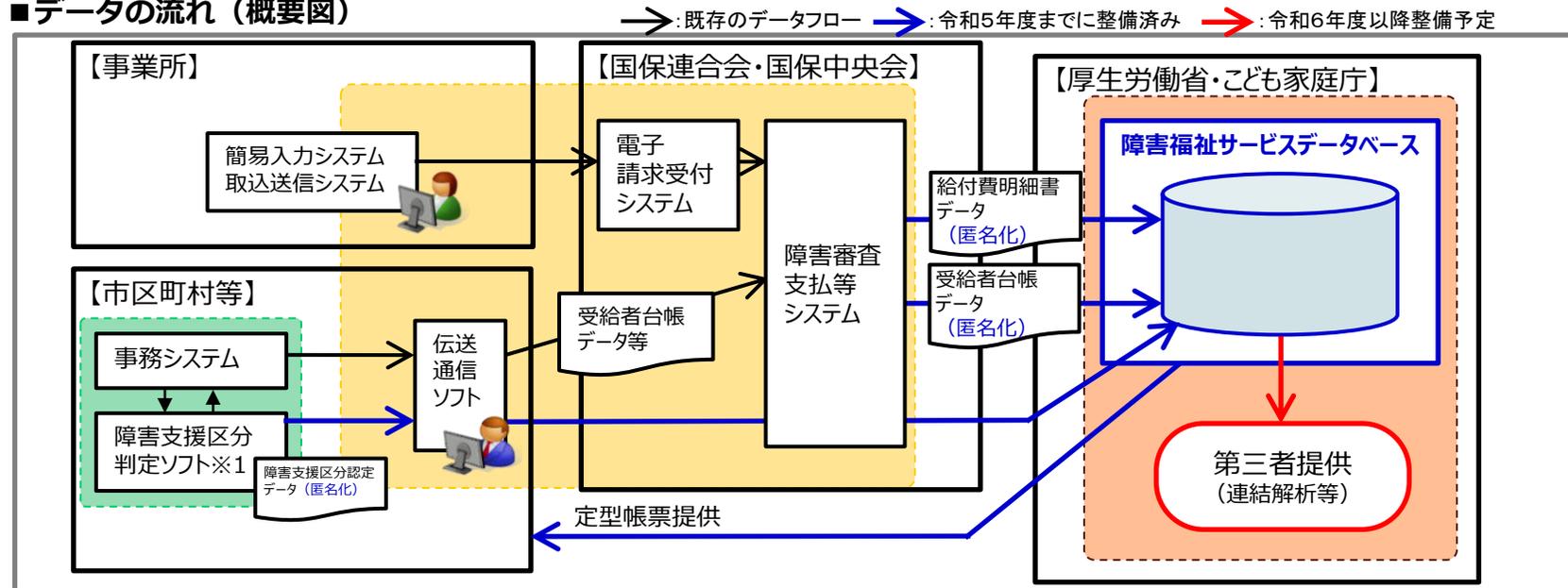
1 事業の目的

- 改正障害者総合支援法等の施行により、令和5年4月より障害福祉データベースの本格運用が開始された。障害福祉DBは、個人情報を匿名化した上で、障害福祉サービスの利用状況と障害支援区分の認定データを登録しており、現在は障害者自立支援等実績データを定型帳票として障害福祉サービスデータベースWebサイトにおいて提供している。
- 令和7年度については、令和7年10月の就労選択支援施行に伴う改修、令和7年12月から開始する第三者提供に向けたデータ項目の修正等を予定している。

2 事業の概要・スキーム

- 国が障害福祉サービス等給付費明細書等のデータを確実に収集する。
- 相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を提供することができる必要がある。将来的に他分野のデータとの連結解析ができるようにすることも検討。

■データの流れ（概要図）



3 実施主体等

国（民間事業者へ委託）

(16) 公費負担医療のオンライン資格確認に係るシステムの改修

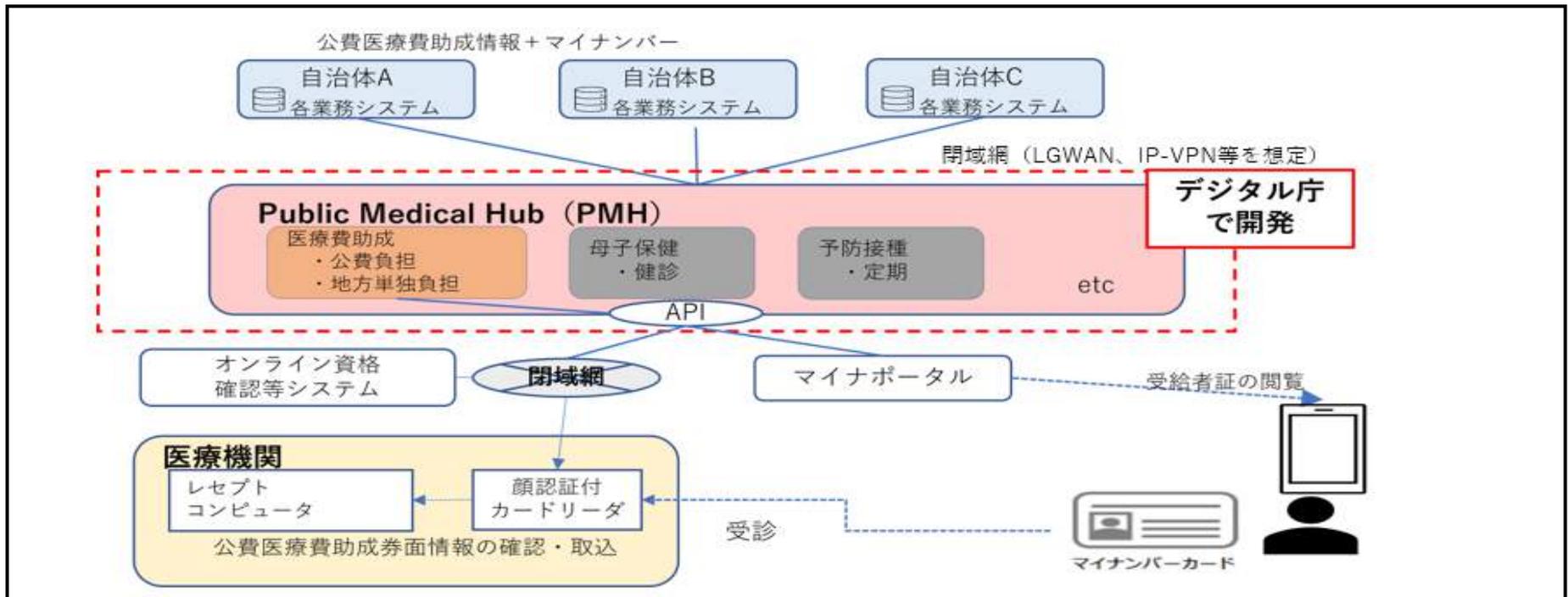
① 施策の概要

○令和5年度から、自立支援医療等の公費負担医療や子ども医療費等の地方単独の医療助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用するにあたりオンラインによる資格確認を進めるため、医療機関・薬局及び自治体との情報連携基盤（PMH）の試行版の開発と実証事業を実施（令和5年度当初分はPMHの開発等が主であることから、デジタル庁で実施）
○令和8年度からの本格運用を目指し、PMHと情報連携するために必要な自治体のシステム改修、自立支援医療の医療機関・薬局のレセコン改修を実施する。

② 施策のスキーム図等

補助対象経費

自治体システムの改修に要する費用、医療機関のレセプトコンピュータ改修に要する費用



(17) 障害者自立支援給付審査支払等システムの改修
(自治体向け)

障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）①

令和7年度概算要求額 15億円（一）※（ ）内は前年度当初予算額

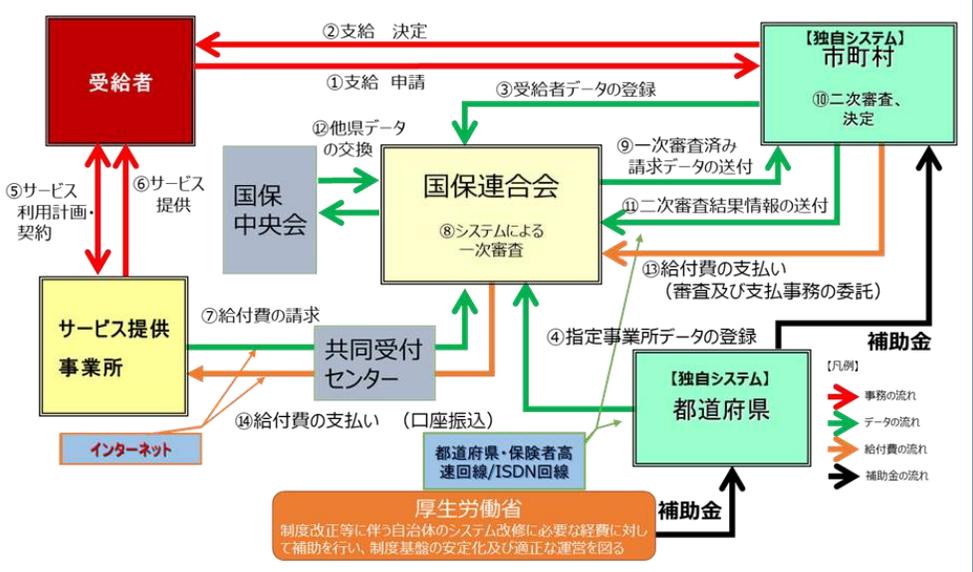
- 内容
- ①就労選択支援の創設に伴う改修
 - ②精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修

1 事業の目的

- 本事業は、制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことで、市町村職員・利用者の事務負担を軽減等し、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。
- 具体的には、就労選択支援の創設（令和7年10月1日施行）に伴い、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者にかかる各種台帳情報の変更から請求審査等を可能とするもの。

2 事業の概要・スキーム

【①就労選択支援の創設に伴う改修】



3 実施主体等

1 実施主体：都道府県及び市町村

2 補助率：1/2

（参考）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（令和4年12月10日成立、同年12月16日公布）

＜改正概要抜粋＞

「2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ①就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。」

障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）②

令和7年度概算要求額 15億円（一） ※（ ）内は前年度当初予算額

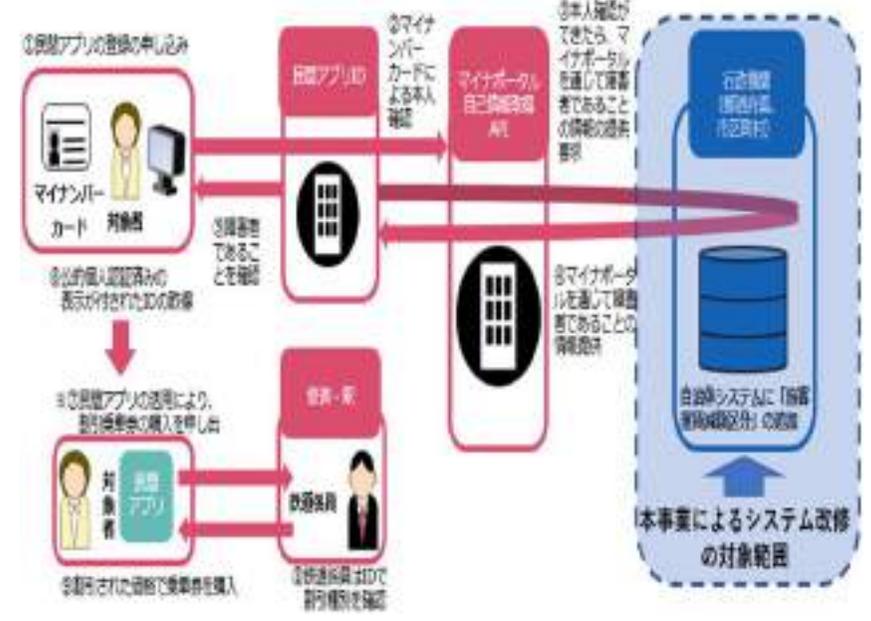
内容 ①就労選択支援の創設に伴う改修
②精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修

1 事業の目的

- 本事業は、制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。
- 具体的には、マイナンバー情報連携に伴う自治体のシステム改修（情報連携開始する事務手続やデータ項目の登録）を行うことにより、精神障害者が民間アプリ等を活用し、旅客鉄道株式会社等の乗車券について、容易に割引適用後の価格で購入することができるもの。

2 事業の概要・スキーム

【②精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修】



3 実施主体等

- 1 実施主体：都道府県及び市町村
- 2 補助率：2/3

（参考）令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）交付要綱（厚生労働省発障1107第1号）（抜粋）

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）	（2）精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修	厚生労働大臣が必要と認めた額	精神障害者に対する鉄道事業者の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修に必要な委託料、負担金	2/3

(18)大阪・関西万博への出展

最先端の支援機器を活用した重度障害者の自立と社会参加の促進 【大阪・関西万博関係】

令和7年度概算要求額 1.1億円（令和5年度補正予算額 60百万円）

事業の概要

- 令和7年度に開催される大阪・関西万博において、国立障害者リハビリテーションセンター研究所等で行っている4つの取組（※）について、これまでの研究成果を活用して製作した機器の展示や、来場者が機器を体験できる試み、機器の解説動画の上映等を行うことにより、広く国民に対して、障害分野の技術の発展やリハセンターの取組について情報発信する。

（※）展示・体験内容（現在予定）

- ①ジェスチャ認識インタフェース
重度運動機能障害者の簡易なジェスチャ（意図的な動作）により情報機器の操作を可能とするインタフェースの研究開発。
 - ②眼球運動を利用した眼鏡型スイッチ
重度運動機能障害者の見ている方向（眼球方向）を検出し、スイッチ操作へと連動するシステムの研究開発。
 - ③介護サービス支援のための当事者遠隔操作型ロボット
遠隔操作により物の搬送や見守り、車椅子の位置調整等を行うための研究開発。
 - ④小児筋電義手
腕の筋肉を動かしたときに発生する微弱な電位を利用して動かす小児用義手の研究開発。
- これらの取組については、令和5年度補正予算に万博での展示や体験に向けた機器の安定性やデザインを改良する費用や展示会場のデザイン等を準備するための費用等を計上した。令和7年度においては、支援機器や利用する重度障害者の社会活動への一層の理解を促進するため、展示会場の施工費や製作した機器等を万博会場へ運搬し、出展期間中、展示会場の安全性に配慮しつつ、効果的な企画内容となるよう運営する必要がある。
 - このため、大阪・関西万博の展示に必要な出展費用、会場施工費、職員の旅費等に要する経費を要求する。



遠隔就労支援ロボット
（左：初期イメージ、右：試験機）

2 地域移行、地域定着支援などの 精神障害者施策等の推進

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

令和7年度概算要求額 ①構築推進事業：6.7億円（5.8億円） ②構築支援事業：50百万（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業（心のサポーター養成等）
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催等

心のサポーター養成事業（令和6年度～）

令和6年度予算額 27,546千円 → 令和7年度概算要求額 27,546千円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

心のサポーター養成の仕組み

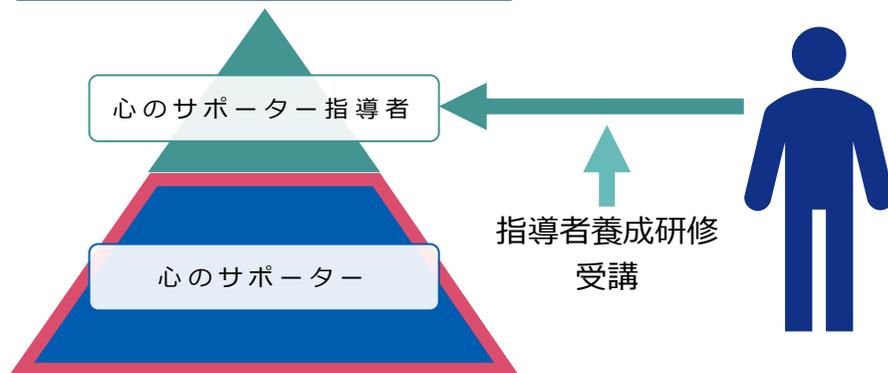
※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- 精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- 2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

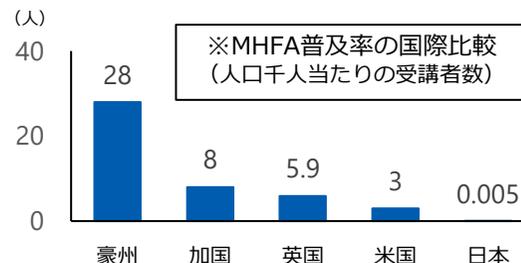
2時間の実施者養成研修を受講



- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学＋実習）



今後の方向性	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度	R15年度
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**	30自治体***			
養成研修 (モデル地域) (※養成者数は累積値)	939人	3,450人	7,280人			
養成研修 (全国)					R6年度から5年で38万人	R6年度から10年で100万人
指導者養成マニュアル作成						
指導者養成研修 (※修了者数は累積値)	47人	145人	1,217人			

*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

**R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

***R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

【目的】 都道府県等における訪問支援体制の構築
【実施主体】 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区
【補助率】 1 / 2

【財源措置】 ・ 会議の設置に係る経費
・ 訪問支援員に対する研修経費
・ 訪問支援員の派遣に係る経費

※地域生活支援促進事業に新たなメニューとして追加

訪問支援員を希望



訪問支援員を派遣



訪問支援員の役割

- ・ 精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聴く
- ・ 必要な情報提供を行う

都道府県等

事務局

- ・ 訪問支援員に対する研修
- ・ 訪問支援員選任に関する事務
- ・ 派遣に関する事務等

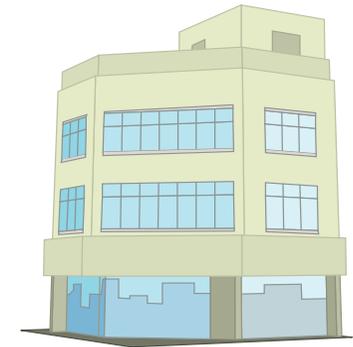
訪問支援の仕組みを説明



市町村長同意による入院患者等



病院



(2) 精神科救急医療体制の整備

精神科救急医療体制整備事業

令和6年度予算額
18億円

令和7年度概算要求額
→ 19億円

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする（平成20年度開始）

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 1/2

【主な事業内容】

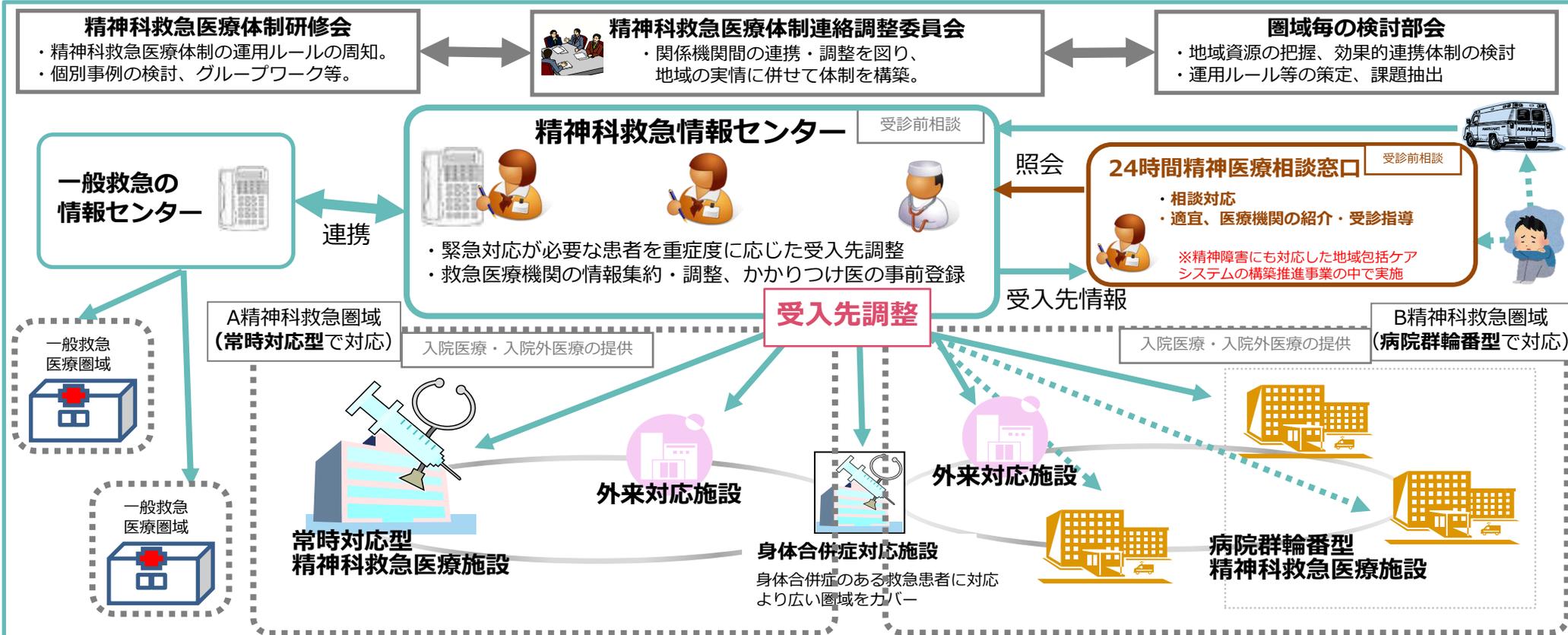
- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

【都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け】

（H24年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正）

第4節 精神科救急医療の確保

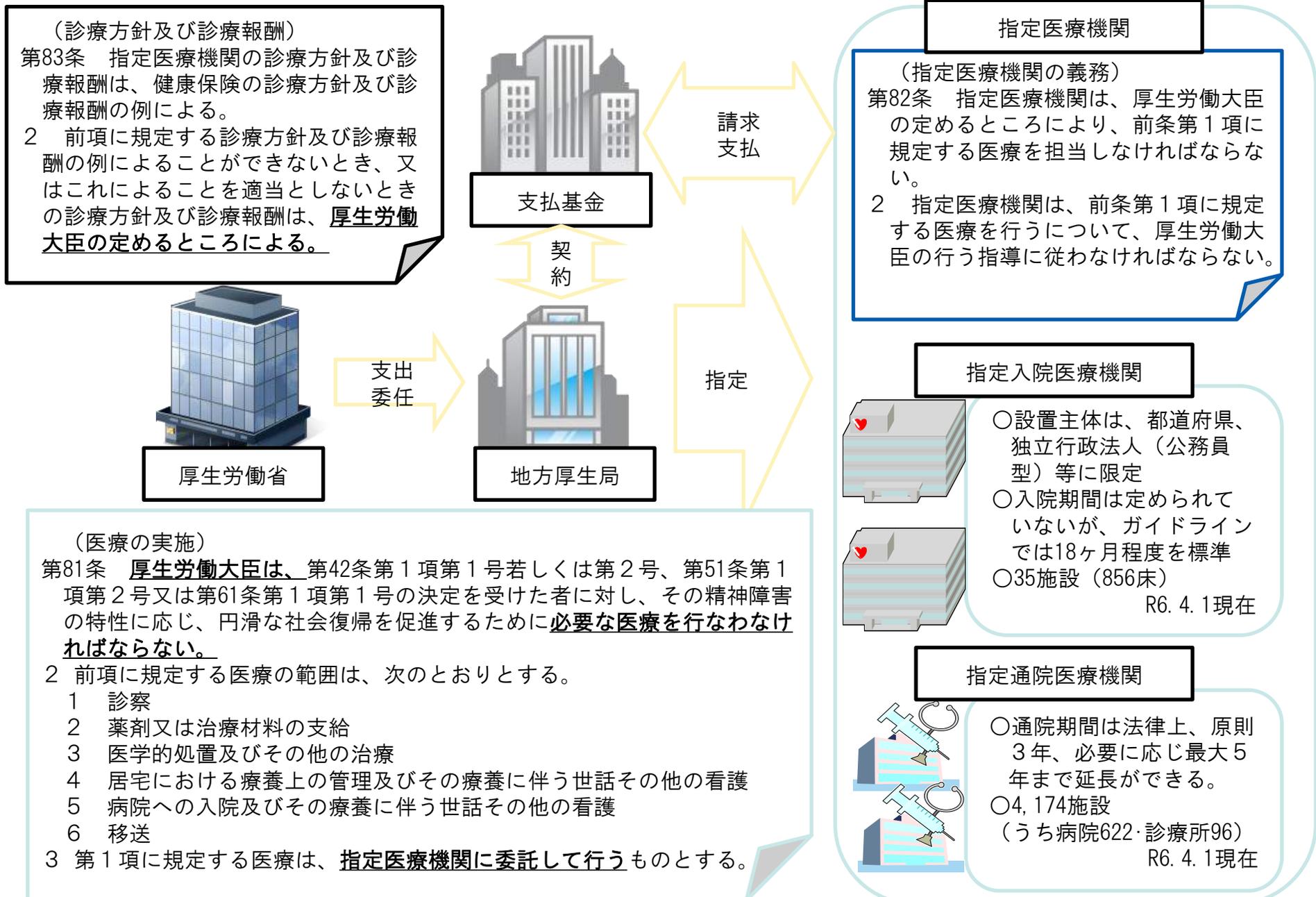
第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。
2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。



(3)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に
関する医療提供体制の整備の推進

心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費

令和6年度予算額 184億円 → 令和7年度概算要求額 185億円



(診療方針及び診療報酬)
 第83条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。
 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを相当としないときの診療方針及び診療報酬は、**厚生労働大臣の定めるところによる。**

指定医療機関
 (指定医療機関の義務)
 第82条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第1項に規定する医療を担当しなければならない。
 2 指定医療機関は、前条第1項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。

指定入院医療機関
 ○設置主体は、都道府県、独立行政法人（公務員型）等に限定
 ○入院期間は定められていないが、ガイドラインでは18ヶ月程度を標準
 ○35施設（856床）
 R6. 4. 1現在

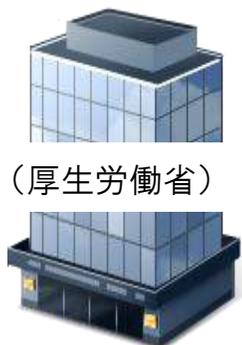
指定通院医療機関
 ○通院期間は法律上、原則3年、必要に応じ最大5年まで延長ができる。
 ○4, 174施設（うち病院622・診療所96）
 R6. 4. 1現在

(医療の実施)
 第81条 **厚生労働大臣は、第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。**
 2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。
 1 診察
 2 薬剤又は治療材料の支給
 3 医学的処置及びその他の治療
 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 5 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 6 移送
 3 第1項に規定する医療は、**指定医療機関に委託して行うものとする。**

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金

令和6年度予算額
2.6億円

→ 令和7年度概算要求額
2.6億円



(国の負担)
第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(病院の運営に必要な経費)
病棟運営経費、病棟開設準備経費（開設後病棟運営に必要な経費）、研修経費、物件費、地域活動費、司法精神科専門研修運営経費、通訳雇上費、土地借料

<指定入院医療機関運営ガイドライン(平成17年7月14日 精神保健福祉課長通知)より抜粋>

事項	運営・管理等	人員の配置	施設及び設備
	<ul style="list-style-type: none"> ○医療の質の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価会議、倫理会議、治療評価会議、運営会議の設置 ・研修等による医療従事者の質の向上 ○適正な医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・合併症等の際の連携病院の確保 ・医療安全管理体制の確保 ○入院処遇の改善に向けた取組みへの参画 	<ul style="list-style-type: none"> ○当該病棟の人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師概ね 8:1 <ul style="list-style-type: none"> 指定医1人以上 1/2以上は専従 ・常勤看護師概ね <ul style="list-style-type: none"> 日中1.5:1 夜間6:1(最低3人以上) ・臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士は常勤で概ね5:1 ○病院全体の人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健指定医2人 ・薬剤師は医療法標準数を越えていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○病床数は医療法上33床(運営病床30床、予備病床3床)とし、病床は全て個室(10㎡以上) ○必要とする診療部門、共用部門の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・診察室(最低2カ所) ・処置室(酸素吸入装置・吸引装置等設置) ・保護室(10㎡以上) ・集団精神療法室 ・作業療法室 ・食堂・デイルーム(一定面積以上あれば共用可) ・面会室(診察室3カ所以上は兼用可)
			<ul style="list-style-type: none"> <小規模病床> ○病床は医療法上16床(運営病床15床、予備病床1床)とし、病床は全て個室(10㎡以上) ○必要とする診療部門、共用部門の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・人員配置は非小規模病床と同様のものにする。 ・既存病棟で改修の場合 <ul style="list-style-type: none"> 作業療法室、集団療法室等については、安全管理体制確保ができれば同一病棟内で設置でなくとも可能
情報管理等	<ul style="list-style-type: none"> ○診療等記録の適切な記録と保存管理 ○診療情報の適切な提供 ○医療情報の共有体制 <ul style="list-style-type: none"> ・指定通院医療機関への情報提供と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○病棟専従の事務職員の配置(非常勤含む) 	
地域連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との連携体制 <ul style="list-style-type: none"> ・地域連絡会議の設置 ・無断退去時等の連絡体制の確保 ・周辺住民等の意見等を聴く恒常的な窓口の設置 ○保護観察所等との連携 		
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時の対応体制 <ul style="list-style-type: none"> ・事故、火災発生時等の対応マニュアルの整備 ・無断退去時等の対応マニュアルの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間の警備員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○無断退去を防止する構造設備 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関の二重構造 ・窓設備の適切な構造、材質 ・病棟内外の安全管理体制の整備

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費

令和6年度予算額
4.4億円

令和7年度概算要求額
7.6億円

事業概要・目的

【事業の目的】

医療観察法第102条の規定に基づき、入院決定を受けた者に対する医療を行う指定入院医療機関の病棟等を整備するための費用。

【事業の概要】

- ・新たな指定入院医療機関の整備
- ・医療観察病棟の大規模修繕

課題

（整備について）

遠方の医療機関に入院せざるを得ない対象者は、状態が改善しても退院調整に時間を要し、入院期間長期化の原因となっている。

そのため、地理的な要因を考慮して、京都府の新規病棟整備を行う必要がある。

また、老朽化した施設・設備を整備するために大規模修繕を行う必要がある。

対応

- ・整備計画がある京都府に新たな指定入院医療機関の整備を行う。



厚生労働省

施設・設備整備費を負担

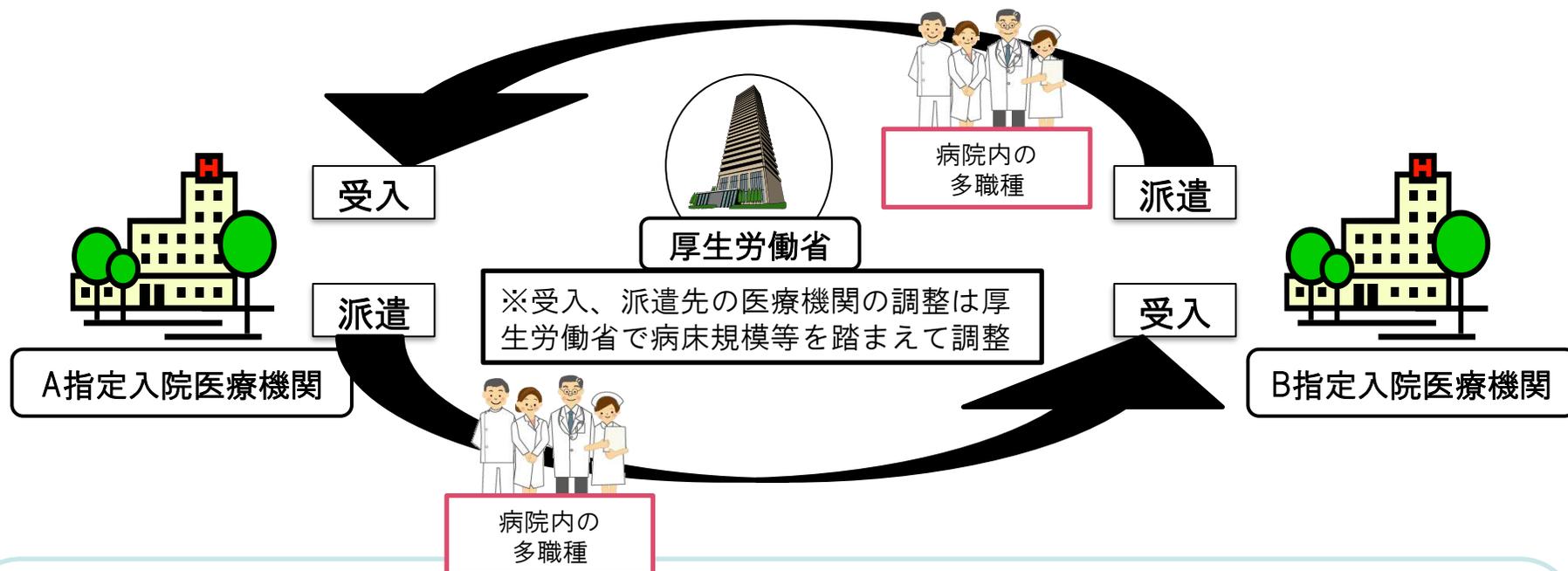
（国の負担）

第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

- 病棟整備費（工事費、外溝設備等）
- 工事事務費
- 調査費（設計、土質調査、測量等）
- 附帯整備費（伐採、造成、解体、移設等）
- 設備整備費（病棟に必要な医療機器等）

【事業目的】

医療観察法指定入院医療機関に従事する多職種チームが、相互に指定入院医療機関を訪問し、医療体制等についての評価、課題等への助言等の技術交流を行い、もって医療観察法に基づく医療の質の向上及び均てん化を図り、医療観察法対象者の早期の社会復帰を実現する。



【事業内容】

実施主体：医療観察法に基づき指定された、全指定入院医療機関

実施内容：指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム（医師・看護師・コメディカル）を受入れ、医療体制等の評価、課題等への助言等の技術交流を行う。（病床規模等に応じて、受入又は遣先を決定。）

実施期間：1週間程度

補助率：国10/10で多職種チームの受入にかかる旅費等を補助

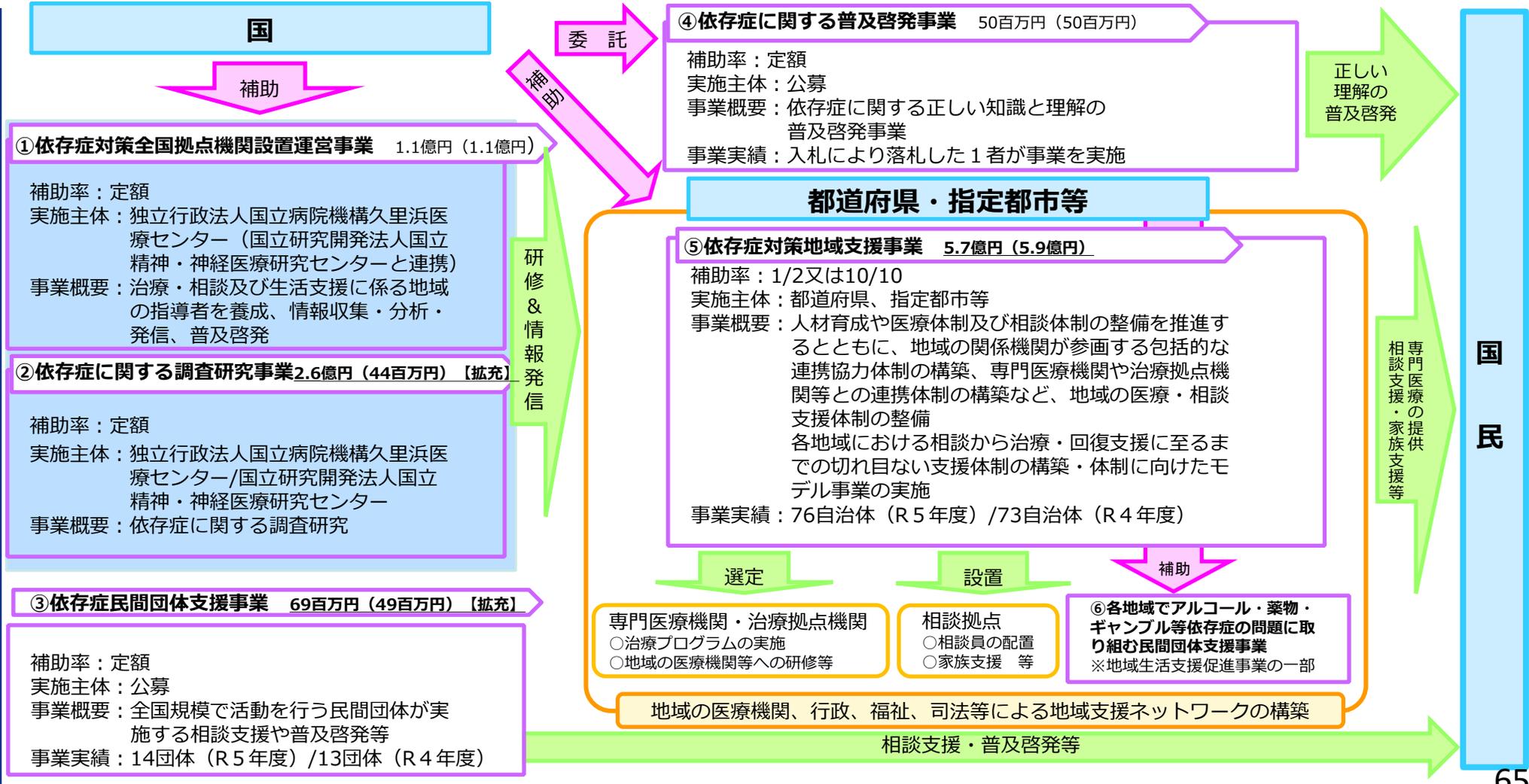
(4) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・
ギャンブル等の依存症対策の推進

令和7年度概算要求額 **11億円**（8.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



(5) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する
地域支援ネットワーク構築の促進

高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）： 1.3億円（1.3億円）

1 事業の目的

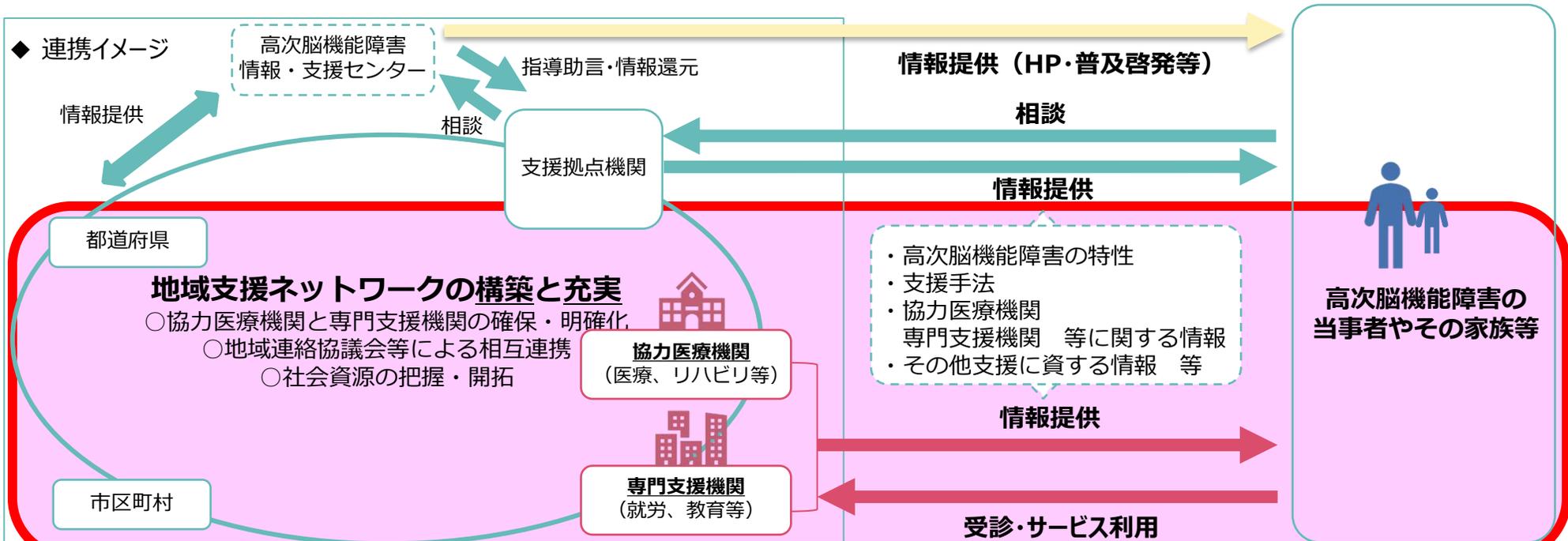
高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆ 実施主体：都道府県（指定都市・中核市・団体等への一部・全部委託可）

◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

◆ 連携イメージ



(6) てんかんの地域診療連携体制の整備

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）：32百万円（31百万円）

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1箇所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

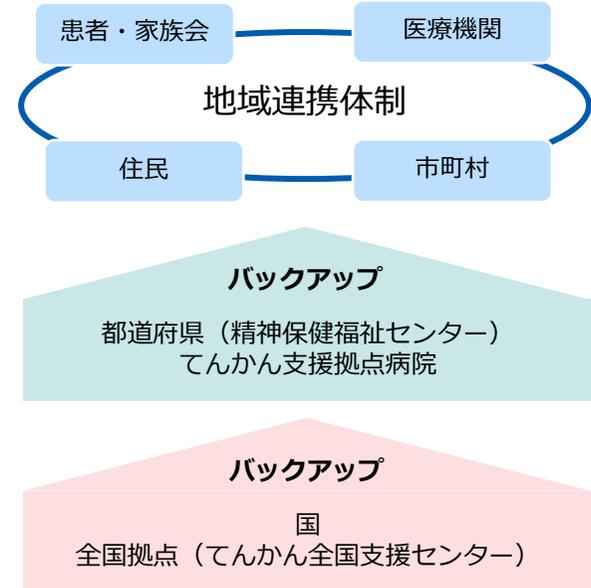
都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各支援拠点病院への技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

(7) 摂食障害治療体制の整備

令和7年度概算要求額（令和6年度予算額）：29_{百万円}（23_{百万円}）

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。摂食を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会が多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

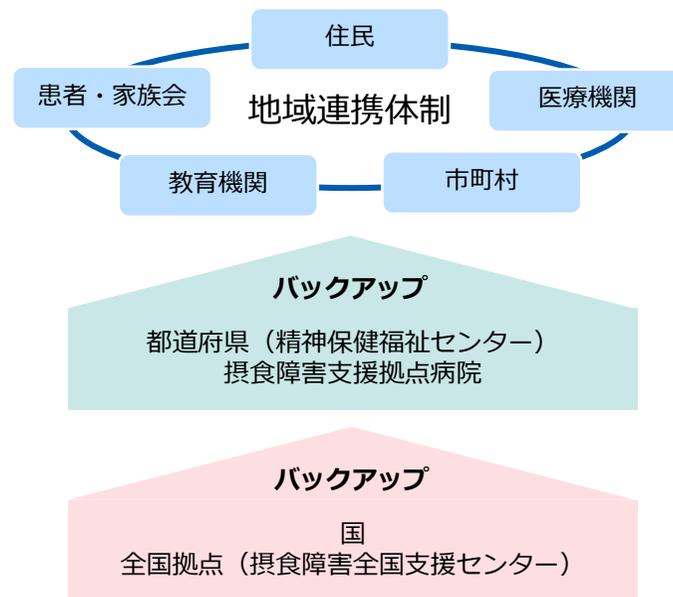
都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現
2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

(8) こころの健康づくり対策等の推進

令和7年度概算要求額 **25**百万円 (17百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① ト라우マ・PTSD対策専門研修

【目的】

災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させる。

【研修内容】

○専門コース

精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成する。

○犯罪・性犯罪被害者コース

犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得させる。

○行政・支援者コース

自治体職員においても、災害や犯罪被害者等への適切な対応を行えるよう、ケースワーク対応、行政連携などのニーズに適した職員向けの研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等、自治体職員

② 児童・思春期精神保健研修

【目的】

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、必須の知識の全体像を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者を養成する。

【研修内容】

○児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修

基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

○児童・思春期精神保健対策専門研修（応用コース）

応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

○ひきこもり対策研修

ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

③ 心のケア相談研修

【目的】

自然災害、犯罪被害、事故や、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を確保するため、これらの相談対応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとって、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる人材を効果的に養成する。

【実施内容】

心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって地域における研修や訓練を実施できるようにすることを念頭においた研修を行う。

【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

認知行動療法研修事業

令和7年度概算要求額 56百万円 (56百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- うつ病等に対する認知行動療法の研修を通じ、認知行動療法の普及の促進を図ることにより、うつ病の治療体制を確保するとともに、自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）に基づき、うつ病を理由とした自殺リスクの軽減を図る。
- 摂食障害についても、認知行動療法の研修を行うことにより、摂食障害の治療体制を確保するとともに、摂食障害の患者による窃盗等の再犯の防止を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆ 実施主体：公募により採択された団体 ◆ 補助率：定額

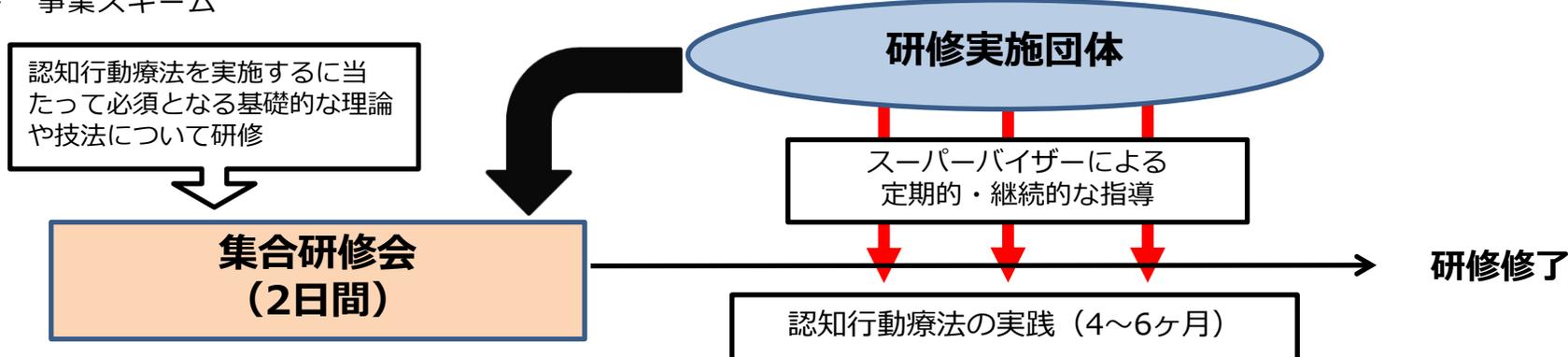
◆ 事業概要

うつ病の治療において、認知行動療法を薬物療法と併せて実施することによって自殺のリスクを下げる事が知られており、認知行動療法を普及させることは自殺対策としての有用性が高いと考えられる。また、摂食障害等の治療においても認知行動療法が用いられている。このため、主に専門的にうつ病等の患者の治療に携わる者に対し、その普及を図るための研修を行う。

【認知行動療法とは】

- 認知に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)で、うつ病等になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していくものであり、海外ではうつ病等の精神疾患に対する治療効果・有効性が示され、広く用いられている。
- 一方、国内では十分に普及しておらず、各方面から普及についての必要性が指摘されている。

◆ 事業スキーム



※ 研修課程は厚生労働科学研究「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」で作成した認知行動療法の研修マニュアルに沿ったものとする。

自殺未遂者支援拠点医療機関整備事業

令和7年度概算要求額 16百万円 (16百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

自殺未遂者に対して退院後も含めて継続的に介入し、拠点病院を中心とした関係機関が連携して支援することにより、未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

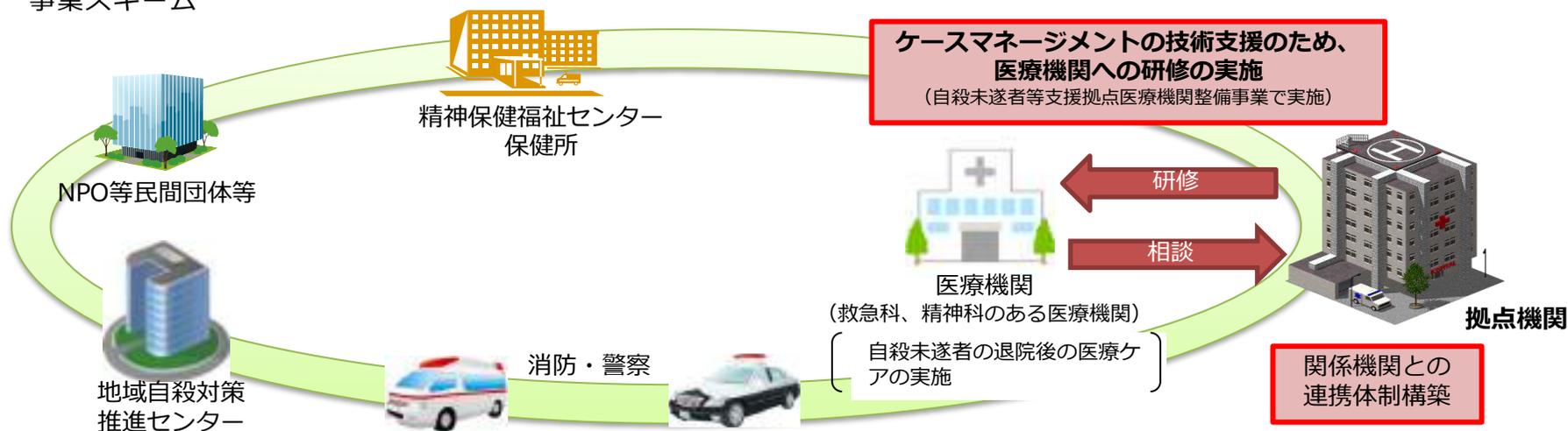
◆ 実施主体：公募により採択された団体 ◆ 補助率：定額

◆ 事業概要

- ・ 自殺総合対策大綱（令和4年10月）において、自殺未遂者対策として「生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する」ことが明記された。
- ・ 自殺未遂者支援拠点医療機関は自殺未遂者の再企図を防ぐために救急部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めた継続的な介入や、地域の医療従事者への研修等を実施するとともに、医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化のため、精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・消防・警察等の関係機関のネットワークを構築するための取組を進める。

※ 令和4年度より当事業で実施される研修が、診療報酬上の「こころの連携指導料（I）」の施設基準において求められる「自殺対策等に関する適切な研修」のうちの一つとなった。この点について、自殺総合対策大綱（令和4年10月）においても、自殺未遂者等を精神科医療につなげるため「診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する」こととされた。

◆ 事業スキーム



(9) 公認心理師実習演習担当教員及び
実習指導者養成講習会事業

公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業費

令和7年度概算要求額 33百万円 (33百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業概要

公認心理師制度は、国民が抱える心の健康の問題等が複雑化・多様化し、これらに呼応して心理職者の活動領域が保健医療、福祉、教育等、様々な分野に広がりを見せる中、安心して心理に関する支援を受けたいという国民の需要の高まりに応じて創設された制度である。(平成29年9月公認心理師法施行)

公認心理師法施行規則においては、公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目のうち、「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践実習」を教授する教員に対して、公認心理師の資格取得後、法に掲げる業務に5年以上従事した経験及び実習演習担当教員を養成するために行う講習会の修了を求めているところである。また、実習施設において「心理実習」又は「心理実践演習」を指導する実習指導者についても同様の取扱いとしている。

このため、公認心理師の質の維持・向上並びに実習演習担当教員及び実習指導者を着実に確保するため、国として大学の実習演習担当教員及び実習施設の実習指導者を養成するとともに、その資質向上に資する講習会の実施に取り組むことが重要であり、本事業において民間団体が実施する講習会に財政的支援を行うことにより、実習演習担当教員及び実習指導者の養成を加速するものである。

2 実施主体

民間団体（公募により選定）

3 事業内容

(ア) 公認心理師実習演習担当教員養成講習会事業

大学において公認心理師の実習演習科目を担当する教員の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

(イ) 公認心理師実習指導者養成講習会事業

実習施設において実習科目を指導する実習指導者の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

(10) 虐待対応体制整備の支援

都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

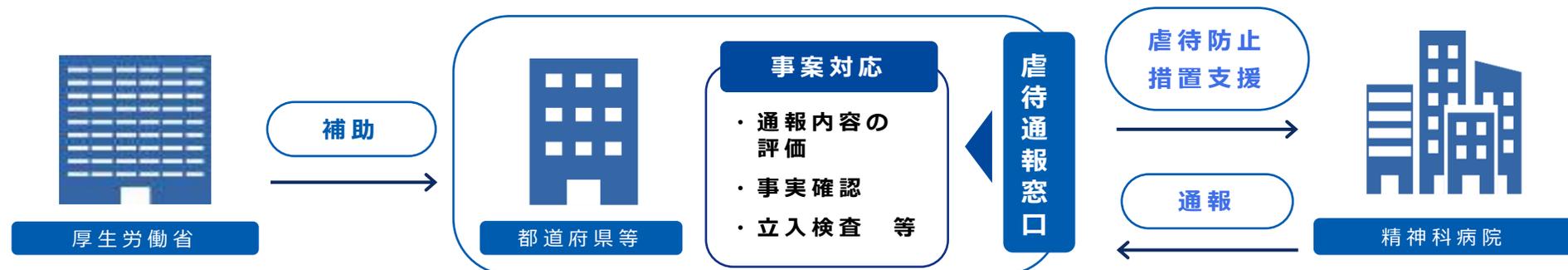
令和7年度概算要求額 46百万円 (41百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられたため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待防止措置を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について、財政的支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1 / 2

3 発達障害児者の支援施策の推進

- (1) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化
- ① 広域的支援人材の配置及び集中的支援の実施、
支援のネットワークの構築等の推進

地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化 (発達障害者支援体制整備事業 (地域生活支援促進事業))

令和7年度概算要求額 6.0億円 (4.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

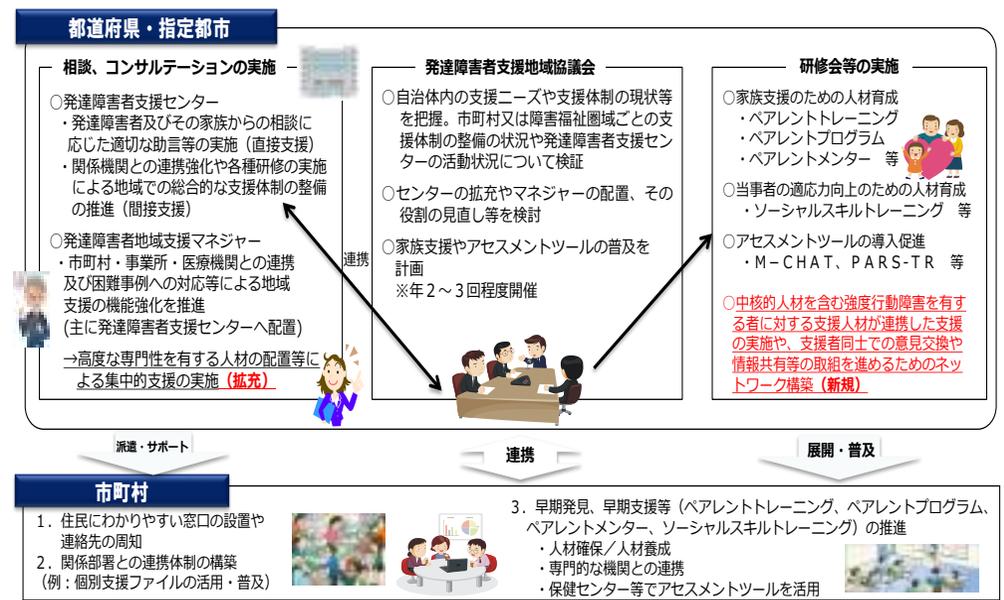
発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

令和6年度報酬改定により、強度行動障害等の専門的な支援が必要な人材に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を一部の発達障害者支援センターに配置し、地域支援体制の強化を行うとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設した。

これら強度行動障害を有する者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制の構築が早急に必要であることから、都道府県及び指定都市に、1名以上の広域的支援人材の配置を目指し、必要な施策を実施していく。

2 事業の概要・実施主体等

- (1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置
市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。
- (2) 住民の理解促進
発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。
- (3) アセスメントツール導入促進
市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。
- (4) 個別支援ファイルの活用促進
市町村等に対する個別支援ファイル（当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録）の活用促進に関する取組を行う。
- (5) 集中的支援の実施のための体制整備 **(拡充)**
障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う。
- (6) 支援人材に係るネットワーク構築 **(新規)**
中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築をする。



実施主体：都道府県、指定都市
補助率：1/2

- (1) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化
 - ② 強度行動障害者支援のための中核的人材養成

強度行動障害者支援のための中核的人材養成研修事業

令和7年度概算要求額 21百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を実施する上で適切なマネジメントを行う中核的人材については、令和6年度報酬改定における評価の新設に伴い、その養成研修を計画的に実施する必要がある。

厚生労働科学研究により開発される強度行動障害者支援の人材養成のための専門研修プログラムを活用して、専門性の高い中核的人材を養成するとともに、令和9年度から全国の都道府県で中核的人材養成が開始できるよう、指導的人材の養成及び指導的人材が活用する教材の開発等を実施する。

2 事業の概要・実施主体

【事業内容】

- 強度行動障害を有する児者に対して支援を行う中核的人材の養成研修
- 都道府県において中核的人材の養成を担う指導的人材の養成及び指導的人材が活用する教材の開発
- 研修修了者に対するフォローアップのため、中核的人材による現場での実践を共有するための報告会の開催 等

【実施主体】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

※令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号附則第7条の規定に基づき実施

中核的人材の育成について

中核的人材とは

【役割】
標準的な支援※を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を行う人材

【求められるスキル】

- 標準的な支援
- チーム支援
- 環境調整のアセスメント、計画立案、実施
- 機能的アセスメントに基づく支援計画立案、実施
- QOL向上に向けた支援

標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材の育成が必要

中核的人材養成研修

- 講義を受講後、学んだ内容を事業所に持ち帰って実践することを繰り返しながら中核的人材に求められるスキルを学ぶ体験型研修。
- 研修指導者（トレーナー）、補助指導者（サブ・トレーナー）が演習の中で取り組んだ実践に助言を行い実践力の向上を図るとともに、顔の見える関係を作り支援者ネットワーク構築を推進する。

今後の中核的人材の育成について

- 点数が非常に高い強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所が1,500ヶ所程度と推計されている
- 質の担保し適切な人材養成のため、令和8年度までは国立のぞみの園が主体となって実施し、令和9年以降は各都道府県に拡大していく。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
のぞみの園で研修実施し 全都道府県に修了者を配置	のぞみの園が新たに4つの ブロックで研修及びフォ ローアップ実施	のぞみの園が4つのブロッ クで研修実施	のぞみの園に加え都道府県 単位で実施できるように拡 大	のぞみの園に加え都道府県 にて継続的に研修実施

養成数を順次拡大 令和9年度までに1,800人の配置を目指す

(2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

発達障害診断待機解消事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度概算要求額 93百万円（93百万円）※（）内は前年度当初予算額

【事業概要】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市（事業の一部について委託可）

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関の行うアセスメント等に関して、次の内容に取り組む。

○アセスメント強化（以下の全部又は一部を実施）

- ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への配置
- ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等でのアセスメントの実施
（実施内容は診断する医療機関に引き継ぐ）
- ・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設（例：市町村の保健センターや保育所等）に出向いて情報提供や行動観察を依頼

○効果測定

アセスメント強化の方法や実施した上での診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療機関を選定し、次の内容に取り組む。

○人材育成・実地研修

地域の医療従事者への専門技術に関する研修や診療等への陪席の実施 など

○情報収集・提供

受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療機関の情報提供 など

○ネットワーク構築・運営

地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換等を実施

○発達障害医療コーディネーターの配置

医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族との連絡・調整



両事業を併せて実施することで効率的な事業実施を図る

(3) 発達障害児者とその家族に対する支援

発達障害児者及び家族等支援事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度概算要求額 1.6億円（1.6億円） ※（）内は前年度当初予算額

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、**「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。**



ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等



ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等



発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等



(4) 教育と福祉の連携の推進

家庭・教育・福祉連携推進事業（地域生活支援事業）

令和7年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数（505億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

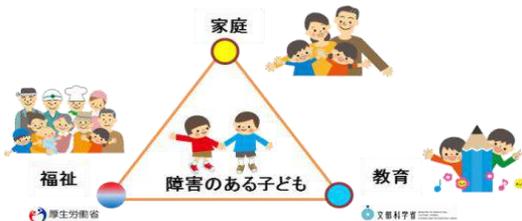
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



**市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！**

※スタートアップの費用として活用することを想定しているため、補助対象は事業開始から3年以内に限る。

4 障害者に対する就労支援の推進

(1) 雇用施策と福祉施策の連携による
重度障害者等の就労支援

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (地域生活支援促進事業)

令和7年度概算要求額 11億円 (7.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連携・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】

これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

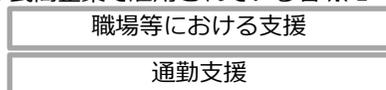
※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

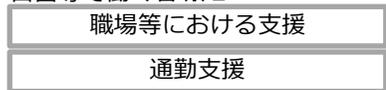
3 スキーム

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者 ※ 1



B 自営等で働く者 ※ 2

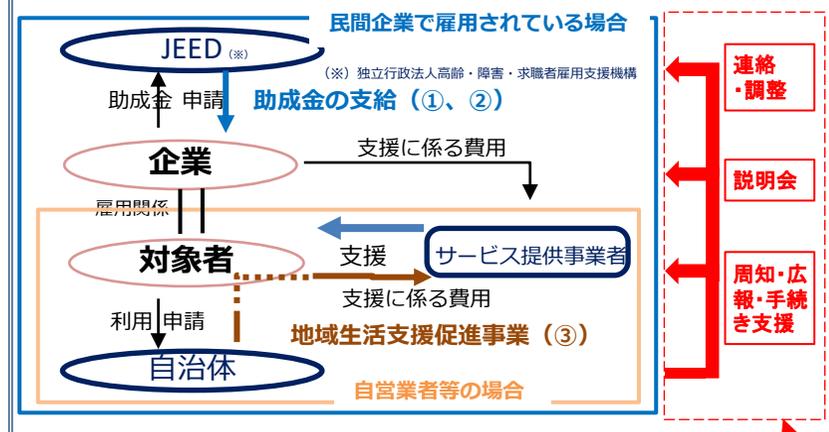


※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※ 2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>



拡充

4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村

◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

(2) 工賃向上等のための取組の推進

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度概算要求額 7.6 億円（5.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金（工賃）の水準を高めることとされており、令和6年度報酬改定において、A型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加点、下回る場合は減点とし、B型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
- 賃金（工賃）向上に向けた経営改善を図るためには、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定（黒字化するための生産高の把握）や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
- 都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

2 事業の概要

(1) 基本事業（補助率：1/2）

① 工賃等向上事業

1. 経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2. 品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3. 事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4. 販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

5. 就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

- 事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施

② 在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③ 共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2) 特別事業（補助率：1/2）

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和7年度概算要求額 3.4億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等 農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援

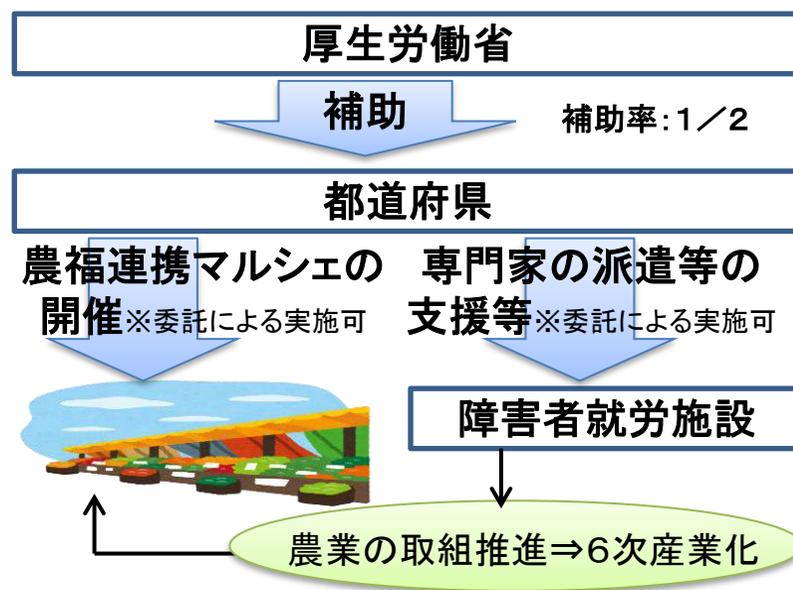
伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



農福連携マルシェへの参加



(3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）

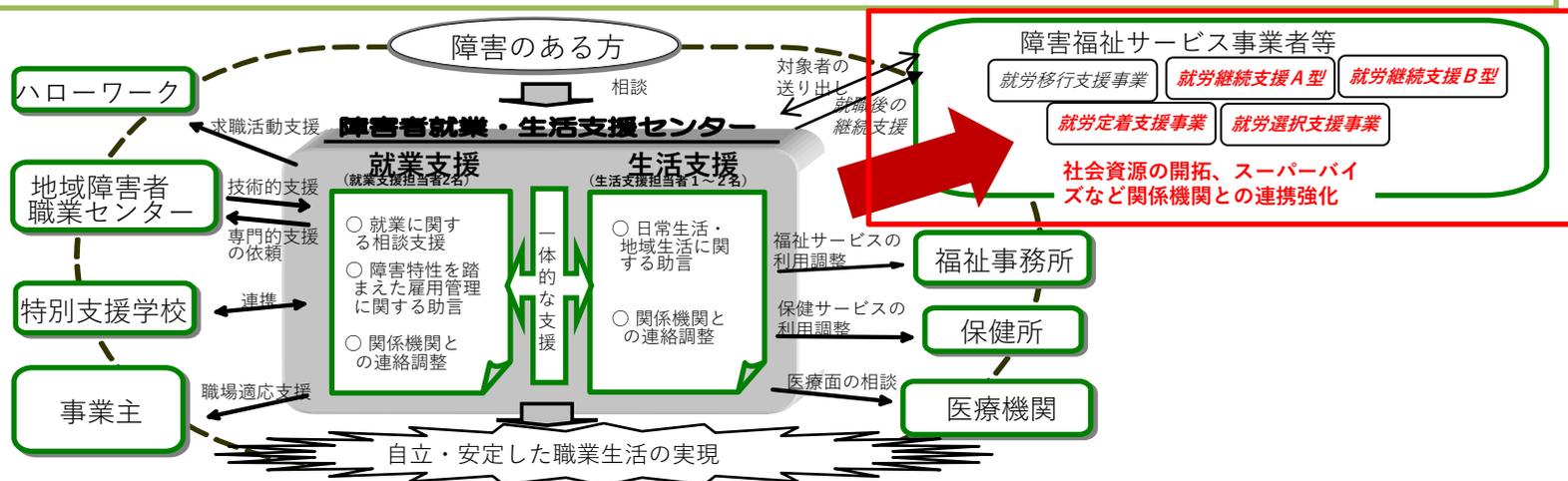
令和7年度概算要求額 12億円（7.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者の就業に伴う生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。
- 法定雇用率の引き上げに伴い、地域における障害者雇用が進み、支援を必要とする者は年々増加している。加えて、令和7年10月からは就労選択支援が開始されるなど、地域の関係機関等のネットワーク構築の重要性がこれまで以上に高まっている。そのため、障害者就業・生活支援センターが、就労選択支援の開始も見据え、地域の社会資源の開拓や就労移行支援事業所等へのスーパーバイズなど、基幹的な機能・役割として地域の関係機関との連携強化を行う場合に、加算する。

2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者（就業支援担当者2名）と生活支援担当者（生活支援担当者1〜2名）が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は223,532人（令和5年度）となっており、単純計算すると1センターあたり約660人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和6年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和5年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和4年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
338箇所	223,532人	1,276,210件	468,661件	15,979件	78.8%

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

(4) 就労選択支援員養成研修の実施

就労選択支援員養成研修の実施

令和7年度概算要求額 35百万円（ - 百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。
- 就労選択支援員については、支援の質を担保するため就労選択支援員養成研修の修了を要件としている。
- 初年度である令和7年度においては、全国均一の質を確保できるよう、また、令和7年10月から支援が円滑に開始されるよう、国が実施主体となって研修を実施する。

2 事業の概要・スキーム

【概要】就労選択支援事業に必要な知識・技術に関する講義及び演習を行う。

＜実施スキーム（予定）＞

※詳細は検討中

実施主体：国（民間団体に委託）

講義

※オンデマンド形式



演習

※対面形式

（80人規模×年10回程度予定）

※受講者数は、就労定着支援事業の創設時に就労移行支援事業所数の約3割が実施したことを踏まえ、令和5年12月時点移行支援事業所数約2,900箇所の3割である約800箇所が実施するとして、800人と想定。

＜研修カリキュラム（予定）＞

講義：480分程度、演習：270分程度 ※詳細は検討中

研修内容	形態	時間
1. 就労選択支援の理念	講義	60分
2. 就労アセスメントの目的と手法	講義	90分
3. ニーズアセスメントの手法	講義 演習	180分
4. 就労アセスメントの具体的活用	講義 演習	180分
5. アセスメント結果の整理と活用	講義 演習	180分
6. 関係機関との連携	講義	60分

3 実施主体等

【実施主体】

国（民間団体に委託）

【対象者】

就労選択支援事業を実施する就労選択支援員

5 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービスの再構築支援

「第2期復興・創生期間」の終了を見据えた障害福祉サービスの事業再開支援事業（復興特会）

令和7年度概算要求額 24百万円（29百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、これまで被災3県が被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、被災地における障害児・者に対する福祉サービスの提供体制の整備を支援してきたところ。

こうした中で、令和7年度に「第2期復興・創生期間」が終了することを見据え、新たに、期間終了後の障害福祉サービスの提供体制の確保や事業所の自立を図るための事業に要する費用について補助事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

第2期復興・創生期間終了後の事業所の自立等に向け以下の支援を行う。

- ① 圏域内事業所からの相談の受付
- ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
- ③ 障害者就労支援事業所の活動支援

※ 協議書等において、事業の状況を報告することを補助の要件とする。



3 実施主体等

【実施主体】

岩手県、福島県

（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

【補助率】

1/2

(2) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置

障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置（復興特会）

令和7年度概算要求額 10百万円（15百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者総合支援法等における障害福祉サービス等に係る利用者負担については、都道府県又は市町村の判断で、災害その他の事情により、利用者が利用者負担を行うことが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担を減免することができる。
- 障害者総合支援法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することになっているが、震災の被害が甚大であることから、特例として、都道府県又は市町村が利用者負担につき免除を行った場合は、この利用者負担相当額について財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

都道府県又は市町村において、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行う。

対象サービス：介護給付費・訓練等給付費・補装具費・障害児入所給付費・障害児通所給付費等・障害児入所措置費やむを得ない事由による措置費



3 実施主体等

【対象利用者】

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民

※ 避難指示解除から10年程度で特例措置を終了することとなり、平成26年までに解除された地域において、令和7年度は特例措置が終了（広野、楡葉（一部）、川内（一部）、南相馬（一部）、田村）

【実施主体】

対象利用者に対し利用者負担免除を実施する都道府県又は市町村

【実施期間（令和7年度）】

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

【補助率】

国（10/10）

(3) 被災地心のケア支援体制の整備

令和7年度概算要求額 42百万円（0百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年能登半島地震の被災地においてはPTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加することから、精神保健福祉センター、保健所において心のケアの専門職（保健師、精神保健福祉士、公認心理師等）を雇用し、被災地の精神保健福祉体制の強化を図ることにより、被災者の心のケアを充実させる。

2 事業の概要・スキーム

被災自治体に対し、心のケア専門職（保健師、精神保健福祉士、公認心理師等）の雇用等に必要な経費を補助することにより、精神保健福祉センター、保健所の体制強化を図る。



3 実施主体等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区

補助率：3 / 4